

# 保護者の方へ

## 1 一時託児事業の趣旨

横浜市では、幼児の保護者の社会参加の場を広げ、男女がともにいきいきと充実した生活が送れるよう応援するため一時託児を実施しています。一時託児は、育児の経験があって、この事業に理解のある市民の方に協力をお願いしています。

保護者の方が、総合教育会議を傍聴されている間、お子さんにも充実した時間を過ごしてほしいと考えていますので、保護者の方にも事業の趣旨を御理解いただき、御協力をお願いします。

## 2 お子さんへの配慮

- ・病気のときや感染症の疑いがあるときなど、お預かりできない場合もあります。事前に体調管理を行うとともに、お子さんが保護者から離れた時に不安にならないよう、あらかじめ御配慮ください。

- ・保育会場との連絡等に備えて、保護者の方はなるべく会場の出入口近くの傍聴席にご着席ください。託児中、お子さんが激しく泣いて泣きやまないなどの場合に、保育協力者の判断で保護者の方をお呼びすることがあります。その際、会議の場にお子さんをお連れすることはできないため、会議の傍聴中であってもお子さんのもとにお越しいただくことにご協力ください。

## 3 教育委員会事務局からのお願い

- ・申込期限後すぐに保育協力者と調整に入ります。期限までにお申し込みください。
- ・会場等の都合で受け入れるお子さんの数を制限することがあり、その際は先着順となります。また、2歳未満のお子さんについて、申込みいただいてもお預かりできないことがあります。ご了承ください。

- ・当日は、託児を希望されている方も、まず傍聴受付を行いますので、受付場所にお越しください。なお、抽選に外れた場合、託児は行いません。

- ・決められた時間にゆとりをもって、傍聴受付会場へお越しください。

## 4 持ち物

健康保険証

提出する必要はありませんが、万一来場の際は必ずお持ちください。

着替え（シャツ、ズボン、パンツ等）

名前を書いた手提げ袋などに入れてきてください。

飲料水

\* 託児にあたっては、自分のおもちゃ、おやつを持ち込むことはできません。

## 5 キャンセルの連絡

準備の都合がありますので、やむを得ずキャンセルする場合は、キャンセルすることが明らかになった時点で、必ず下記担当まで連絡してください。

担当者：教育委員会事務局 教育政策推進課 桃井・宮崎

連絡先：045-671-3243

メール：[ky-seisaku@city.yokohama.lg.jp](mailto:ky-seisaku@city.yokohama.lg.jp)